

「農」の雇用事業

【3,869百万円】

対策のポイント

意欲を有する農内外の多様な人材に対して、農業法人等における農業技術・経営ノウハウを習得するための実践的な研修の実施規模を拡充(2,000人追加)するとともに、新規就業者の定着促進に向けた支援(住宅手当等：月額上限3万3千円)を行います。

これにより、意欲ある若者等の農業法人等の就業を促進します。

(現状)

- ・ 新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割が青年(39歳以下)となっています。

【雇用就農者数】

平成18年：6,510人(うち39歳以下3,730人)

平成19年：7,290人(うち39歳以下4,140人)

- ・ 雇用就農者の主な就業先となる農業生産法人は年々増加してきています。

【農業生産法人数】

平成18年：8,412 平成19年：9,466 平成20年：10,519

政策目標

【新規雇用就農者数(39歳以下)】 年間7千人程度(平成21年度)

<内容>

雇用就農の一層の促進を図るため、平成20年度第二次補正予算での実践研修(OJT研修)の実施分(1,000人規模)に加え、新たに2,000人規模を追加実施するとともに、新規就業者の定着を促進するための経費を追加助成します。

1 農業法人就業実践研修支援事業

現下の厳しい雇用情勢に対応するため、実践研修の実施規模を拡大します。

(追加実施数2,000人,最長12ヶ月,上限月97千円)

研修を実施する農業法人等の指導者に対して、指導能力の向上を図るための研修を実施します。

2 農業法人雇用定着促進支援事業(新規)

雇用した新規就業者の農業法人等への定着を促進するため、実践研修の対象となる新規就業者の雇用環境整備に要する経費(住居費等)、資格取得費、定住外国人の語学研修費の一部を支援します(最長12ヶ月、上限33千円)。

3 農業法人就業相談活動事業

農業法人等への就業を希望する者と農業法人とのマッチングを行うための法人就業相談会を開催します。

【補助率：定額】

【事業実施期間：平成21年度】

(平成21年度までに研修を開始した場合が対象となります)

[担当課：経営局 人材育成課(03-3502-6469(直))]

「農」の雇用事業

～就農希望者の雇用に向けた研修実施を支援します～

3,869百万円

1. 事業内容

若者等の農業法人等への就業を促進し、将来の我が国農業の担い手の確保・育成を図るため、農業法人等が就農希望者に対して技術・経営ノウハウを身につけさせるために実施する実践的な研修（OJT研修）に要する経費及び新規就業者の定着を促進するための経費の一部を支援します。

2. 支援内容

平成20年度第2次補正予算での実施分(1,000人規模)に加え、新たに2,000人規模を追加実施します。

研修に要した経費について、最大で月9.7万円を12ヶ月間助成します。

< 支援対象となる主な経費 >

- ・ 法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費
- ・ 外部の研修会等の参加に要する交通費
- ・ 研修対象者の雇用保険・労働者災害補償保険料 等

追加実施総数: 2,000人



新規就業者の農業法人等への定着を促進するための経費として、月額3.3万円を上限に、上記の研修助成額に追加して助成します。

< 支援対象となる主な経費 >

- ・ 新規就業者の住居手当、通勤手当
- ・ 資格取得に要する経費 等

農業法人等の指導者の方々を対象に、指導能力の向上に向けた研修会を開催します。

農業法人等へ就業希望する者と農業法人とのマッチングを行うための法人就業相談会を開催します。

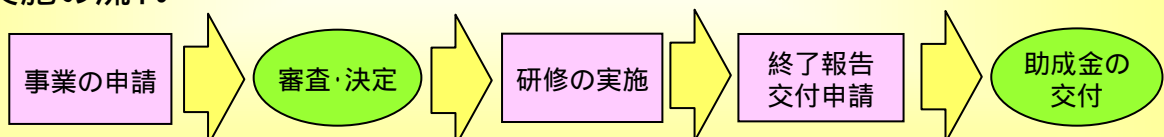
3. 支援要件・手続き

本事業は、平成21年度までに研修を開始される方を対象とします。

事業を実施するための主な要件は次のとおりです。

- 就農希望者を雇用する意向のある農業法人または農家の方となります。
- 就農希望者に対して、農業技術・経営手法等を習得させる研修を行っていただきます。
- 就農希望者と賃金に関する取り決めをし、保険（雇用・労災）に加入していただきます。

< 事業実施の流れ >



申請内容を審査し、事業実施者を決定します。